

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届け出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費などの給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数 の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合 会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。
③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約シス テム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(個人)ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報 ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24、44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24 条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 【情報照会】 第2条 表48、69、70項 【情報提供】 第71条の7、10 ○オンライン資格確認の準備業務 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機 関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吉備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吉備中央町 保健課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <p>住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととしている。</p> <p>申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。</p> <p>複数人での確認などを行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。</p> <p>更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-1 ②事務の概要		③被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する	事後	
平成29年6月15日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報	事後	
平成29年6月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 国民健康保険法第9条等	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	事後	
平成29年6月15日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45、46項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】	事後	
平成29年6月15日	I-5 ②所属長	保健課長 瀬尾 純子	保健課長	事後	
令和1年5月30日	IV リスク対策	なし	全面追記する。	事後	
令和2年4月14日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届け出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届け出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康
令和2年4月14日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報	国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康
令和2年4月14日	I-2 特定個人情報ファイル名	国保資格情報ファイル	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(個人)ファイル、資	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康
令和2年4月14日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康
令和2年4月14日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.58.62 .78.80.87.88.93.97.106.109.120項 【情報照会】27.42.43.44.45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1.2.3.4.5.8.10-2.11-2.12- 3.15.19.20.22-2.24-2.25.31-2.33.41- 2.43.44.46.49.53.55-2.59-3条 【情報照会】20.25.26条 ○オンライン資格確認の準備事業 番号法附則第6条第4項(利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.58.62 .78.80.87.88.93.97.106.109.120項 【情報照会】27.42.43.44.45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1.2.3.4.5.8.10-2.11-2.12- 3.15.19.20.22-2.24-2.25.31-2.33.41- 2.43.44.46.49.53.55-2.59-3条 【情報照会】20.25.26条 ○オンライン資格確認の準備事業 番号法附則第6条第4項(利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和8年3月1日	I-1 ③システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事前	
令和8年3月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条並びに国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	・番号法第9条第1項、別表24、44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和8年3月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.58.62 .78.80.87.88.93.97.106.109.120項 【情報照会】27.42.43.44.45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1.2.3.4.5.8.10-2.11-2.12- 3.15.19.20.22-2.24-2.25.31-2.33.41- 2.43.44.46.49.53.55-2.59-3条 【情報照会】20.25.26条 ○オンライン資格確認の準備事業 番号法附則第6条第4項(利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 【情報照会】 第2条 表48、69、70項 【情報提供】 第71条の7、10 ○オンライン資格確認の準備業務 番号利用法附則第6条第4項(利用目的、情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和8年3月1日	II しいき値判断	1万人以上10万人未満 令和1年5月30日時点	1,000人以上1万人未満 令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月1日	IV リスク対策		8の項目の選択肢、判断の根拠を追記	事後	様式改定による
令和8年3月1日	IV リスク対策		11の項目の選択肢(2項目)、判断の根拠を追記	事後	様式改定による